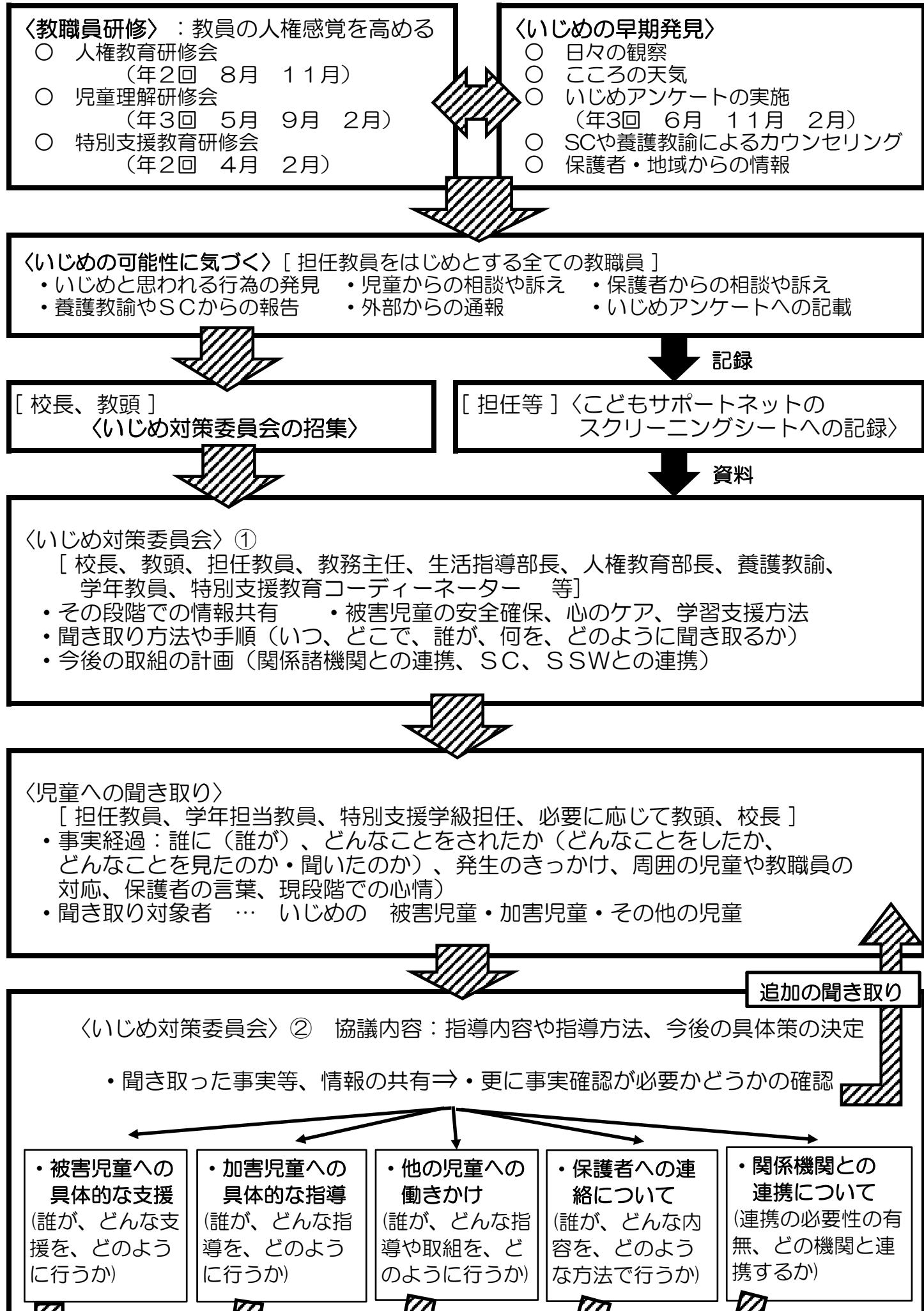


【 大阪市立市岡小学校 いじめ対応フローチャート 】



管理職の指揮のもと、
いじめ対策会議で決定する。

担当指導主事の助言を参考に、より良い具体策を講じる

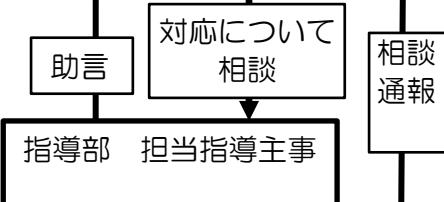
管理職

担任
学年教員
養護教諭
特別支援担当

担任
学年教員
生活指導部長
特別支援担当

担任
学年教員
人権教育部長
生活指導部長
特別支援担当

担任
学年教員



関係機関
こども相談センター・区役所
(こどもサポートネット・民生
児童委員協議会・港警察署・S
C・SSW・NPO・医療機関)

解消に向けた取り組みを進める

〈いじめ対策委員会〉③～（必要に応じて開催）

協議内容：各取り組み（指導・支援・実践・連絡等）の進捗状況の管理と共有
さらなる対応の検討

- 被害児童の安全確保、心のケア、学習支援についての報告と、さらなる対応の検討
- 加害児童への指導についての報告と、さらなる対応の検討
- 保護者への連絡、対応についての報告と、さらなる対応の検討
- SSWやスクールロイヤーなどからの助言をふまえた対応の検討
- 関係機関との連携についての報告と、さらなる対応の検討

全教職員による日々の見守り と 情報の収集

- 被害児童に対する、心理的もしくは物理的な影響を与える行為が止んでいるでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
- いじめがなくなっていると判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心理的にも身体的にも苦痛を感じていないと認められる。
- 被害児童本人とその保護者に対し、心理的にも身体的にも苦痛を感じていなかどうか、面談により確認することができる。

以上の要件がすべて満たされる

いじめ解消と判断する